

(1)地域共生社会

概要

多様な主体が参画して地域の未来をともに創っていく「地域共生社会」を実現し、誰もが住み慣れた地域にいつまでも安心して暮らせるようにする

人口減少と超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域にいつまでも安心して暮らせるようにするためには、地域の多様な主体が参画し、福祉、健康、地域振興等分野を超えて、一体的な地域社会システムを構築することが必要不可欠です。

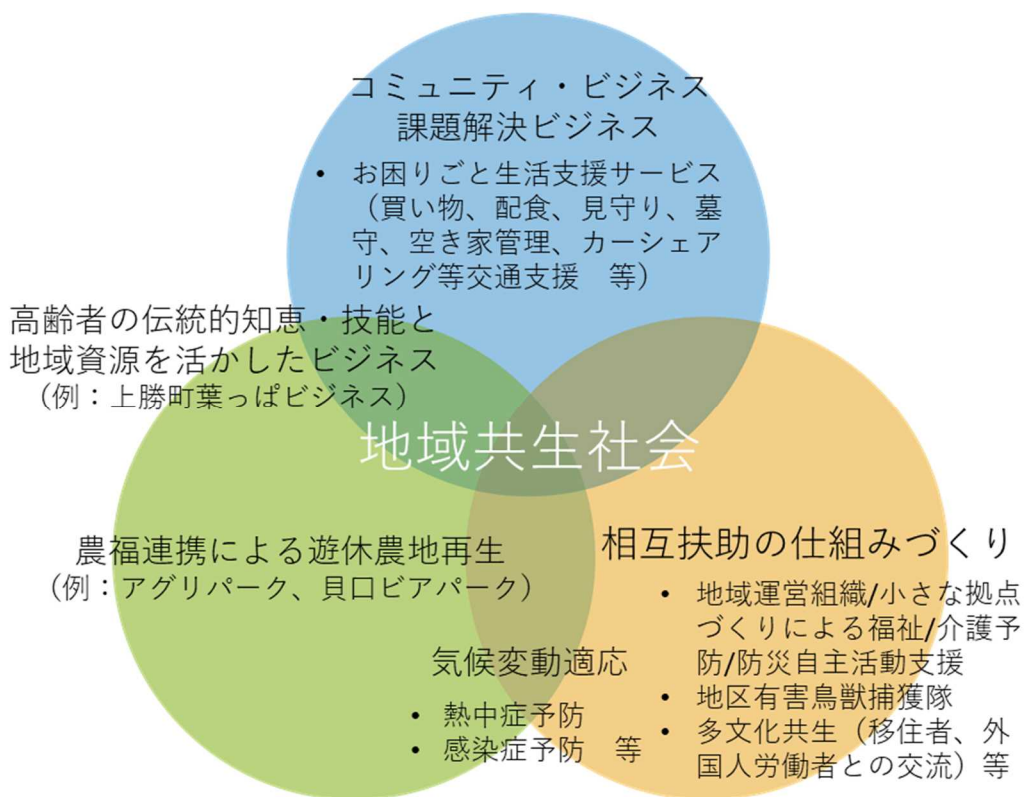


図 13 地域共生社会を中心とした、人口減少や超高齢化に耐えられる強い地域づくり

行政区単位では、地域づくりのリーダーや担い手が不足し、地域自治や住民サービス維持に影響が生じています。一定範囲の地域(おおむね小学校区)でまとまることで、地区相互の課題解決につながるため、まずは、相互扶助の仕組みづくりを進めていきます。小学校もしくは中学校区を基礎単位とする「地域運営組織」の設立を促し、地域力の再生を図りながら、地域見守りや介護予防、通院や買い物等交通弱者支援(コミュニティバス等)、地域防災、有害鳥獣の地域捕獲、外国人労働者とともに

暮らす多文化共生など、住民主体の自立的地域づくりを促します。

地域の自主・自立的な活動は、経済活性化や里地里山維持(遊休農地再生)につながります。併せて、多世代が協働しながら体を動かすことで、絆の再生と健康増進にもなることから、地域課題解決型のビジネスや地域活動を後押しできるよう、既存制度(わがまち元気創出支援事業等)の見直しや新たな制度検討を行います。

その際、医療・福祉・介護、交通、防災、買い物、エネルギーなど生活サービスの諸機能の集約と維持を図るため、地域内のネットワーク化・効率化により、「小さな拠点」を形成します。

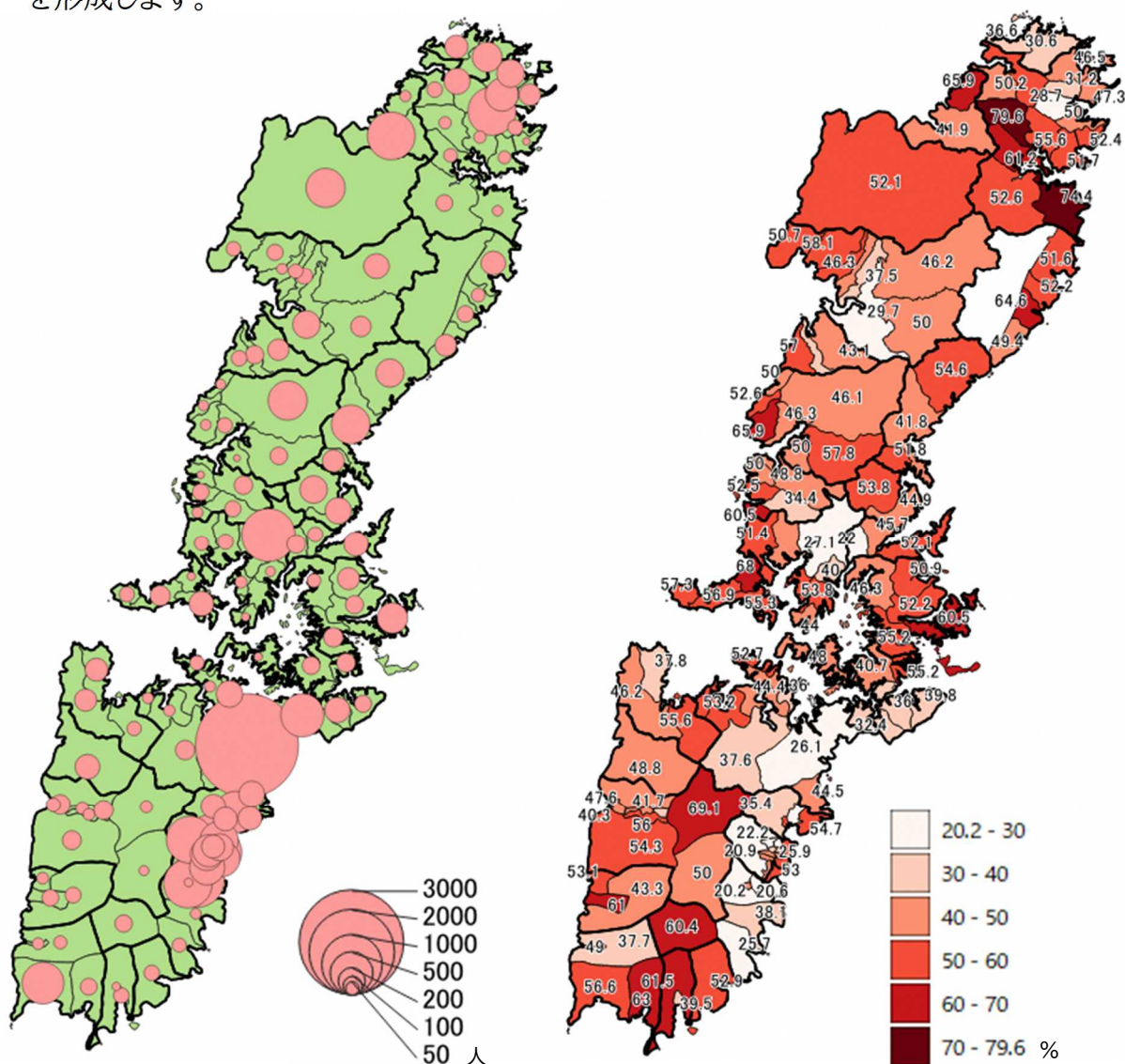


図 14 地区別の人口と高齢化率(2020 年)

限界集落(人口の 50%以上が 65 歳以上の高齢者となった集落)の数が 19 地区から 54 地区に急増(平成 27 年度→令和 2 年度国勢調査)。太い線は小学校区(2010 年度)の範囲

データ: 令和 2 年度国勢調査小地域集計

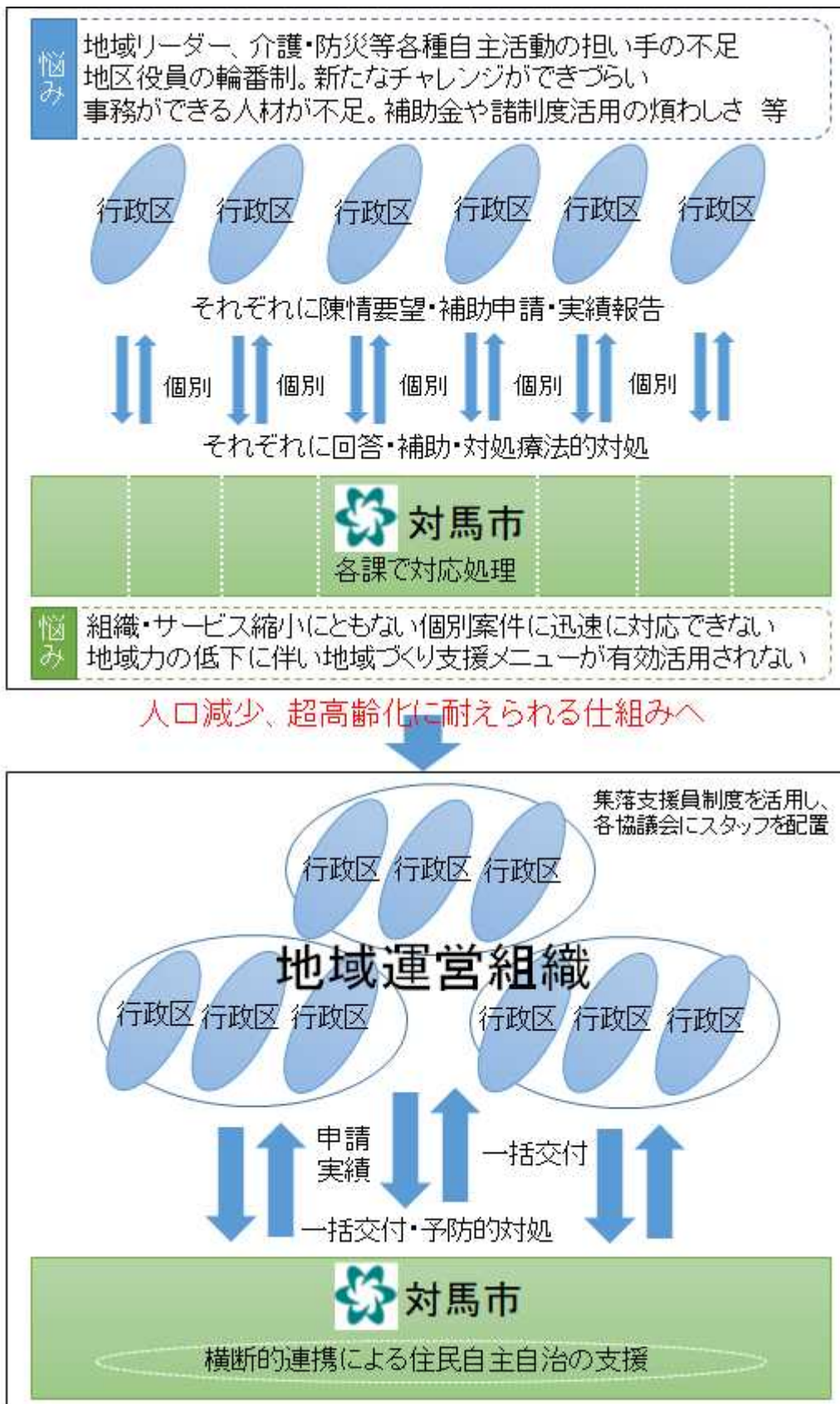


図 15 現在の地域自治とこれからのあり方(イメージ)

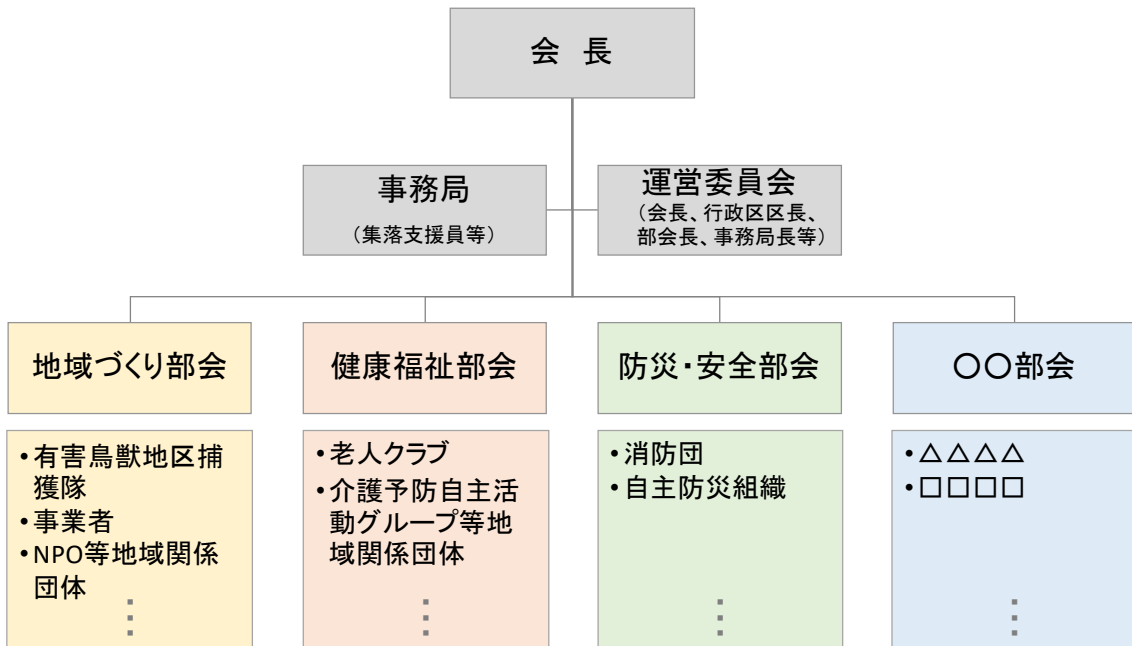


図 16 地域運営組織のイメージ(部会方式)

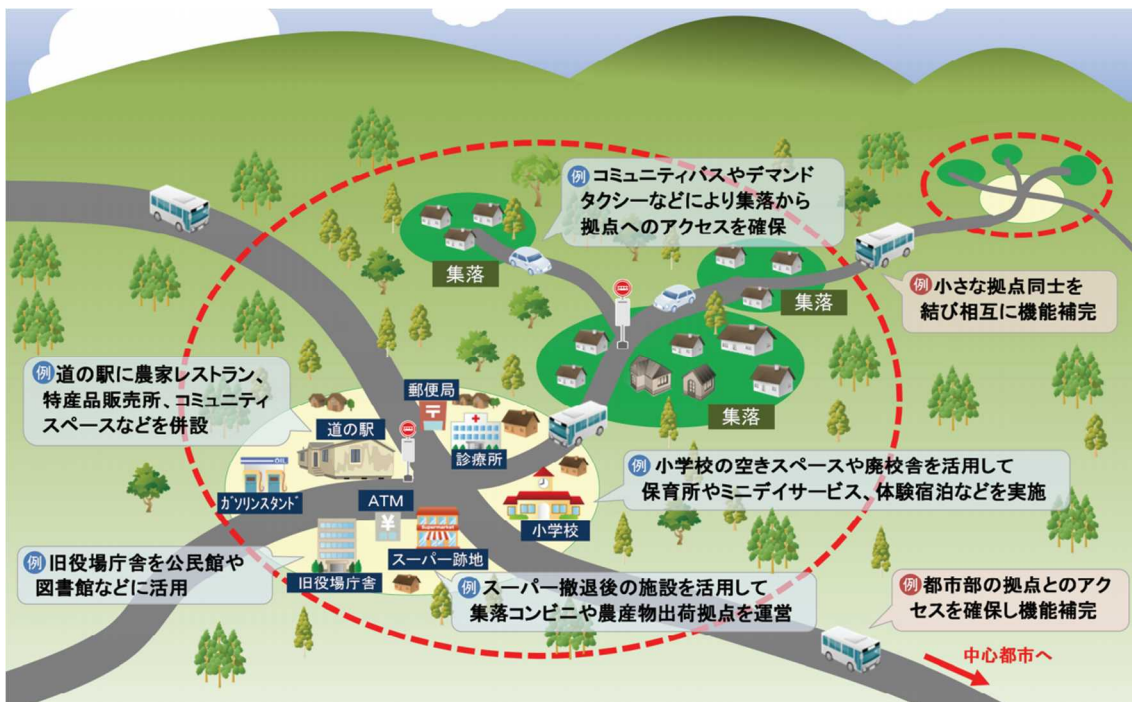


図 17 小さな拠点のイメージ

イラスト:国土交通省国土政策局(平成 27 年):実践編「小さな拠点」づくりガイドブックより

※「小さな拠点」は で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は のエリア